

【契約改革（契約事務の見直し）】 経営分析・事業分析報告書

2025年3月
技術監理局契約制度課

目次

- 1 契約改革（契約事務の見直し）クラスターの目的・目標
- 2 よりオープンな契約への転換
- 3 契約改革の実施内容
 - ① 競争性や透明性の高い契約事務の執行に向けた取組
 - ② 契約事務のDX推進
- 4 今後の契約改革の進め方
- 5 契約改革行程表（スケジュール）

1 契約改革(契約事務の見直し)クラスターの目的・目標

< 背景 >

競争性や 透明性の 高い 契約事務 の執行

- 地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則、随意契約は例外的な手続き
- 令和4年度の随意契約のうち、プロポーザルなど競争性のある契約の割合は15%
- 行政サービスの質を高めるには、市が行う契約に新たな事業者が参入しやすい環境を整備し、競争性のある契約の割合を増やすことが重要
- 競争性を高めるには、長年、特定の相手方と随意契約を締結しているものについて、入札や公募に移行できるものはないかなどの視点で点検や検証をする必要がある。

契約事務の DX推進

- 良質な市民サービスに入札・契約手続きは不可欠
- 書面での契約事務は、市・事業者双方のコスト、労力及び作業時間を必要とする。
- 電子契約等DXの推進による効率的な契約事務への改善が求められている。

< 目的・目標 >

- 随意契約の点検及び見直し
- 新規事業者が入札等に参入しやすい環境の整備
- 競争性や透明性の高い契約事務の執行

KPI①

業務委託に係る随意契約のうち、プロポーザル・公募(入札移行分を含む)によるものの割合

現状値(R5年度) 15%
目標値(R6年度) 30%

- 電子契約の導入
- 市・受注者双方の利便性の向上、事務の効率化
- 契約事務のDXの更なる推進

KPI②

電子契約の導入

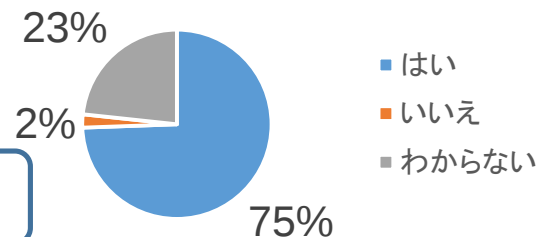
現状値(R5年度) 一部導入
目標値(R6年度) 全庁展開

2 よりオープンな契約への転換

- 長年同じ業者に発注している契約（既得とも見られがちな契約）がある
- 随意契約のうち、公募等競争性のある契約（※）は約15%にとどまる

- 契約書は書面締結のみ。
手間と費用がかかる
 - ・契約書製本
 - ・双方押印
 - ・収入印紙代
 - ・郵送または持参

- 事業者アンケート結果
【北九州市が電子契約を導入した場合、利用したいですか】



従来のままの契約事務

よりオープンでDXを活用したサービスへの転換

事業者目線を重視した契約事務

競争性や透明性の高い契約事務に向けた取組
（随意契約の点検・見直し等）

電子契約の導入

- 公募等の競争性のある契約（※）を約3割に倍増
- 新規事業者の参画の促進

- 事業者は書面契約と電子契約と自由に選択
- 市・事業者双方の契約事務の効率化・省力化
- 官民一体となったDXの取組の推進

地域経済の活性化

※公募等の競争性のある契約：令和4年度に競争入札、プロポーザル方式と参加者の有無を確認する公募を経て行った随意契約

3 契約改革の実施内容 ① 競争性や透明性の高い契約事務の執行に向けた取組

業務委託に係る随意契約の点検・見直し

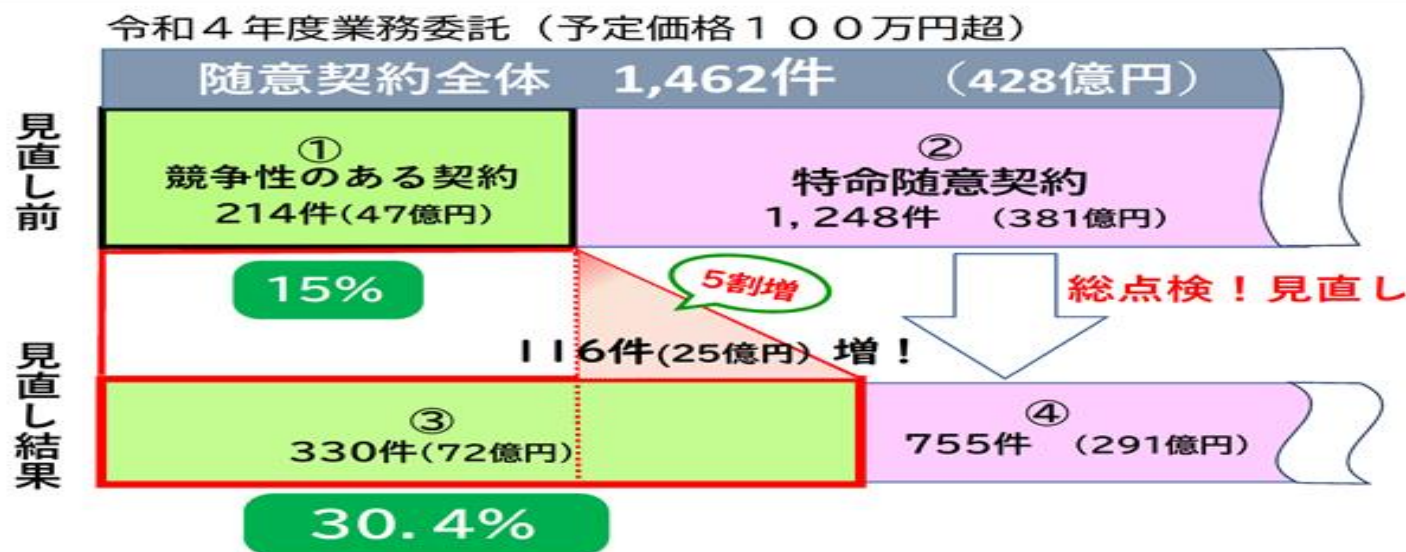
➤ 見直しの視点

- ①入札や公募に移行できるものはないか
- ②随意契約とする理由が合理的か、時代に合っているか

➤ 見直しのスケジュール

- 2023年11月～ 総点検・見直しスタート・各事業課の総点検
- 2024年1月～3月 技術監理局のヒアリング・検証
- 4月 見直しの対象確定（一部反映）
- 7月～ 見直し結果を適用（通知等で周知）

➤ 見直しの結果



令和4年度に随意契約を行ったもののうち、今後、競争性のある契約を行うものの割合が3割を超え目標を達成

■競争性のある契約：競争入札、プロポーザル方式と参加者の有無を確認する公募を経て行う随意契約

■見直し結果の総契約件数は、見直し前の1,462件から単年度事業等の事業終了分377件（約65億円分）を除いた1,085件

3 契約改革の実施内容 ① 競争性や透明性の高い契約事務の執行に向けた取組

業務委託における参加者の有無を確認する公募の見直し

委託業務で特定の者しか選定できない場合、他に選定できる者がいないか、その有無を確認するための公募手続きを要綱で定めている。

< 令和5年度までの公募(毎月1回) >

【契約担当課】

- ① 公示日の前月15日までに契約制度課へHP掲載依頼

【契約制度課】

- ② ①の内容確認
- ③ HP掲載案作成
- ④ HP掲載(公示)

- ⑤ 公募開始

簡素化
効率化
(※)

< 令和6年度からの公募(通年) >

【契約担当課】

- ① 任意の時期にHP掲載(公示)
- ② 公募開始

各課でいつでも
公募が可能となった

- ・効率的な契約事務へ改善
- ・新たな事業者が参入しやすい環境を整備
- ・競争性・透明性のある契約の確保

※令和6年4月1日に「北九州市業務委託における参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱及び手順書を改正し、公募手続きの簡素化、効率化を図った

3 契約改革の実施内容 ② 契約事務のDX推進

電子契約の導入

2024年2月に受注者主体型で電子契約を導入（政令市初の取組）

➤ 北九州市の電子契約の特徴

- ・ 受注者から電子契約の申し出があった場合、工事、物品購入、委託契約等すべての契約に対応
- ・ 「受注者主体型」
受注者は、市が協定を締結した電子契約サービス事業者からサービスの選択が可能
- ・ 電子契約サービス事業者4社との連携協定締結により幅広い事業者にアプローチ

利用できる電子契約サービス	連携協定締結事業者
WAN-S i g n	(株)N×ワンビシアーカイズ
電子印鑑GMOサイン	GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)
クラウドサイン	弁護士ドットコム(株)
SMBCクラウドサイン	SMBCクラウドサイン(株)

➤ 電子契約の導入

2024年2月 電子契約導入（技術監理局契約部・デジタル市役所推進課）

2024年4月 電子契約全庁展開

※ 電子契約件数は、工事（軽微な工事等除く）100件（令和6年11月22日時点）、物品等供給19件（令和6年6月30日時点）

電子契約導入のメリット

◆ 電子契約の導入は、受注者（企業）側に大きなメリットがある

受注者（企業側）メリット	行政（市）のメリット
契約業務コストの削減 ・ 印紙税が非課税 ・ 書類作成・郵送・管理コストの削減 ・ 人件費・管理費の削減	契約業務コストの削減 ・ 書類作成コストの削減 ・ 書類管理費の削減
業務処理時間の短縮 ・ 契約書製本や内部承認の時間削減 ・ 締結書面の受け取り持ち込みが不要 ・ 社内の契約業務を効率化	業務処理時間の短縮 ・ 契約書印刷作業が不要
対応が必要な法への対応 ・ 電子帳簿保存法（電子書面管理）に対応 ・ 法人税法にも対応	———
社内DXの推進 ・ 外部サービス連携等による効率化 ・ 社内DXのさらなる推進	庁内DXの推進 ・ ペーパーレスの推進

電子契約の実施状況政令市比較(2024年12月)

政令市	導入時期	電子契約の種類			実施対象
		種別	サービス	主体	
横 浜	R6. 4	立会人型	クラウドサイン	市が主体	市が行う契約の一部
川 崎	R5. 4	立会人型	GMOサイン	市が主体	契約課が行う契約
新 潟	R6. 10	立会人型	クラウドサイン	市が主体	契約課が行う契約
静 岡	R5. 10	立会人型	GMOサイン	市が主体	契約課が行う契約
浜 松	R5. 2	立会人型	クラウドサイン	市が主体	市の一部の部署が行う契約の一部
名古屋	R6. 9	立会人型	GMOサイン	市が主体	市が行う契約
堺	R5. 10	立会人型	GMOサイン	市が主体	契約課が行う契約
神 戸	R5. 4	立会人型	SMBCクラウドサイン	市が主体	市が行う契約
北九州	R6. 2	立会人型	クラウドサイン GMOサイン WAN-Sign SMBCクラウドサイン	受注者が主体	市が行う契約
福 岡	R4. 12 (試行導入)	立会人型	GMOサイン	市が主体	契約課が行う契約
熊 本	R6. 10	立会人型	クラウドサイン	市が主体	契約課が行う契約

宮 崎	R4. 10	立会人型	協定（9社）	受注者が主体	契約課が行う契約
-----	--------	------	--------	--------	----------

※他9政令市は電子契約未実施

電子契約における本市の特徴

◆ 北九州市は政令市初の「受注者主体型」～市の負担は小さく、汎用性は高い～

項 目	自治体主体型 (市が主体)	受注者主体型 (市は受け手)
使用する電子契約サービス	<u>市が選定</u> した 民間クラウドサービス	<u>受注者が選定</u> した 民間クラウドサービス
電子契約システム契約の締結	市が電子契約サービス事業者と契約（入札）	不 要
利用料	市が使用料を負担 (基本料金＋件数毎の課金等)	無 料
メリット	市が電子契約サービスを選定できる。 契約情報をシステム内で管理できる。	市職員の操作工程が少ない。 利用料が無料。 <u>対象拡大が容易。</u> (工事や物品購入の他、各局の業務委託契約) <u>民間DXの起爆剤になる。</u>
デメリット	市職員の操作工程が多い。 利用料が必要。 サービス事業者が固定される。 契約部案件に限定される。	契約書データをダウンロードして保管・管理

◆ 先行事例：宮崎市 「受注者主体型」の電子契約（２０２２年１０月開始）

4 今後の契約改革の進め方

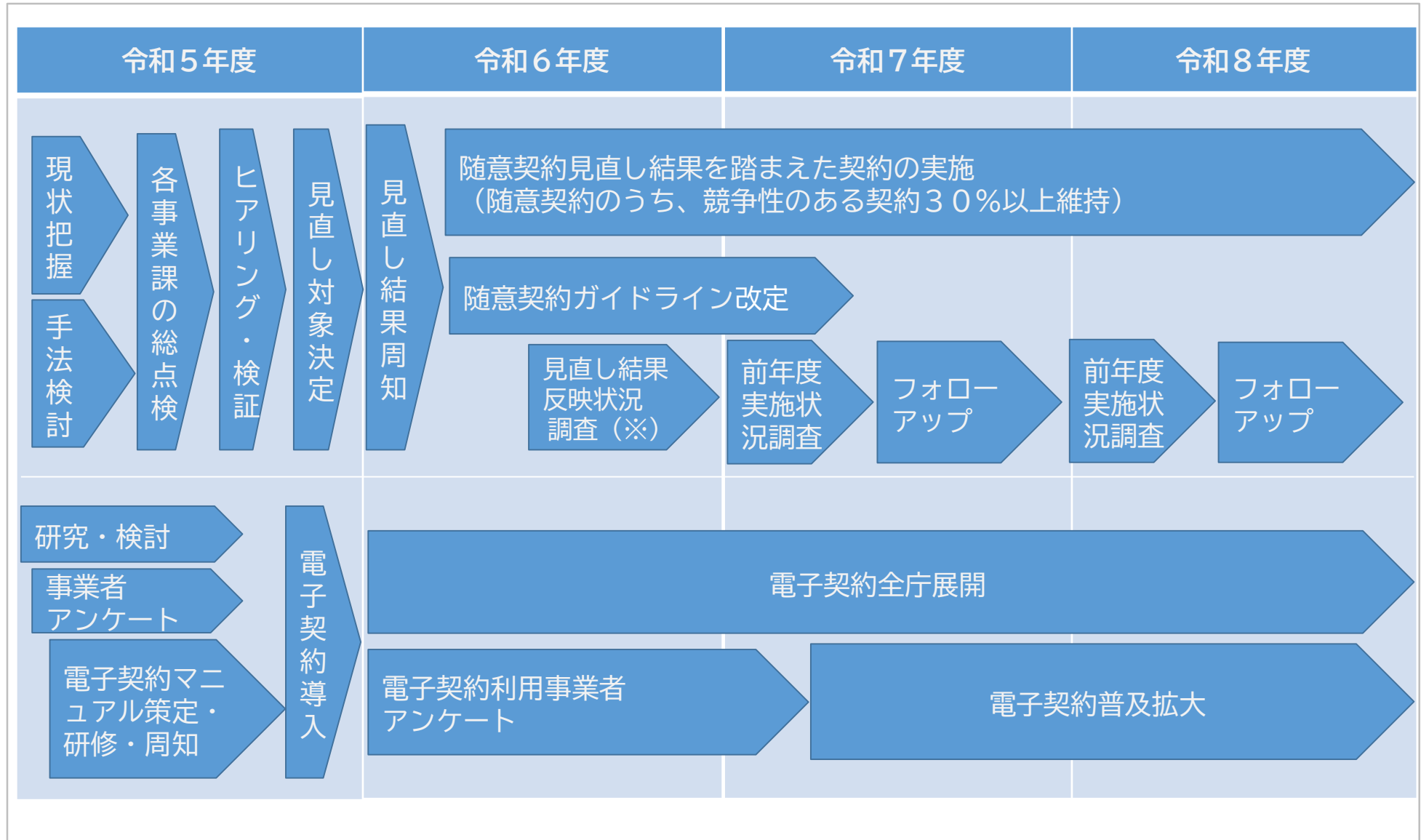
① 競争性や透明性の高い契約事務の執行(業務委託における随意契約の見直し)

- ◆ 随意契約について、令和6年度から令和8年度の3年間フォローアップ調査を実施
- ◆ 入札等に移行困難な事案は、他都市等の契約手法を調査するなど、競争性導入の検討継続
- ◆ 職員が使用する規程(随意契約ガイドライン)を改定
- ◆ 競争性や透明性の高い契約事務の定着を図る。

② 契約事務のDX推進(電子契約の普及拡大)

- ◆ 新たに局内に組織したプロジェクトチームで改善策等を検討
- ◆ 市担当部局の実務者や事業者へのアンケート・ヒアリングによるニーズ把握
- ◆ 改善につながる取組を検討し、ニーズに合った電子契約を推進
- ◆ 大型工事説明会等あらゆる機会をとらえて電子契約の普及を図る。

5 契約改革行程表(スケジュール)



※令和6年度業務委託契約において、令和5年度に実施した随意契約点検・見直しの結果が反映されているか確認する調査